

第19期

第10回

総会議事録

令和4年3月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和4年3月17日(木)
2. 開催場所 郡山市役所西庁舎5階 5-2会議室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	佐久間 俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎 幸夫	出席	西田地区
3	小林 正一郎	欠席	片平地区
4	濱津 洋一	出席	田村地区
5	吉田 直衛	出席	中田地区
6	北島 繁和	出席	湖南地区
7	降矢 セツ子	欠席	田村地区
8	池上 慎一郎	出席	中央地区
9	細山 文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川 弘作	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	吉田 秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤 大吉	出席	日和田地区
16	濱尾 文博	出席	富久山地区
17	柳田 健一	出席	中央地区
18	伊藤 城治	出席	三穂田地区
19	遠藤 昭夫	出席	安積地区
20	松川 延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】	三 瓶 克 宏
【事務局次長】	齋 藤 聡
【主任主査兼農地調整係長】	柳 沼 一 幸
【主任主査兼庶務係長】	千 葉 崇
【主任主査兼農業振興・農業法人係長】	清 野 裕 一
【農業振興・農業法人係主任】	永 沼 宏 介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】	佐 藤 善 寿
-----------	---------

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時40分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

岩崎 幸夫

署名人

松川 延安

事務局	<p>ただいまより、第10回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員、降矢セツ子委員から欠席届が出されています。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>こんにちは。忙しい所、お集まりいただきありがとうございました。</p> <p>昨日の地震では被害にあわれた方もいらっしゃると思います。お見舞いを申し上げます。</p> <p>朝からの方もいらっしゃいます。あともう少しですので頑張ってください。慎重、審議よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>5番 吉田 直衛 委員</p> <p>11番 藤田 稔 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>正誤表を御覧ください。</p> <p>議案第3号、5ページ 日和田3番の合計面積が違っています。</p> <p>議案第5号、10ページ 田村3番が取り下げです。</p> <p>議案第1号、2ページ 田村10番 渡し人の1人から取り下げ願出書が出されています。</p>

	<p>詳細は後で説明します。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について許可と決します。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>安積2番 1件の調査報告をいたします。</p> <p>譲渡人、譲受人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、高齢化、経営拡大です。</p> <p>この案件は、昨年提出されましたが、渡し人が亡くなったことから一時、取り下げたものです。相続手続きが済み提出されました。</p> <p>渡し人は高齢で農地の管理が難しく、後継者もいないことから</p>

	<p>農地を整理したいとのことです。受け人は農地取得後、自ら耕作します。</p> <p>また、この土地については長年にわたり放置され、草が生えておりましたが先日、受け人が草を刈り、トラクターを利用し、きれいに管理されており、今後夫婦で耕作するとのことです。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たし、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。</p> <p>次に3番から5番までの 3件について付議いたします。伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>三穂田3番から5番までの調査結果をご報告いたします。まず3番ですが、貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p> <p>3月8日に農業委員会会議室で農業開始の事前審査会を行い、会長、会長職務代理者、事務局職員と借り人の聴き取り調査を行いました。</p> <p>貸し人と借り人は親戚関係であります。</p> <p>農機具は貸し人から借り受け、農作業は借り人の父親と貸し人の指導を受けながら借り人本人が行います。農機具の貸借契約書も添付されています。</p> <p>これらの申請地について、現地調査をしましたが、きれいに管理されており全部効率要件、農作業常時従事要件、</p>

地域との調和要件に問題はありませんでした。

調査の結果、

農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

続いて4番と5番の調査報告をいたします。

まず4番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は相手方要望、経営拡大です。農作業は本人が行い、申請地は農地として適正に管理されています。

次に5番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は相手方要望、経営拡大です。農作業は本人が行い、申請地は農地として適正に管理されています。

調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たし、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番から5番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番から5番までの 3件について 許可と決めます。 次に6番から8番までの 3件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	6番から8番までの 3件について、調査の結果を報告いたします。 まず6番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。

次に7番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は、高齢化、経営拡大です。
受け人と母親が農作業に従事します。

次に8番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は、高齢化、経営拡大です。
受け人と妻が農作業に従事します。

これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告について、
ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 6番から8番までの 3件について、
許可と決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長 異議ないものと認め、6番から8番までの 3件について
許可と決します。

次に9番 1件について、付議いたします。
濱津 洋一委員の調査報告を求めます。

濱津 洋一
委員

9番 1件について、調査の結果をご報告いたします。
使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。
申請の事由は労力不足、農業開始です。
去る3月8日、農業委員会会議室において、佐久間会長、
吉田会長職務代理者、事務局長、事務局職員とともに
事前審査会を行いました。

	<p>使用貸人は使用借人のおじさんになります。</p> <p>使用借人は会社員ですが、定年を10年後に控えてその後の生活を考え、定年後農業を営みたいと考えるようになりました。おじさんが元気なうちに農作業の指導を受けて、将来に備えるため今回の申請になりました。</p> <p>まず、おじさんといっしょに水稻栽培をします。</p> <p>農地は申請人の自宅から車で20分の距離にあります。通って耕作します。また、おじさんの所有地から増やしていきたいと考えています。</p> <p>農業機械はおじさんから借ります。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たし、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>9番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、9番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に10番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>10番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>この件につきましては、渡し人の1人から取下願出書の提出がありました。</p> <p>農地法3条申請書は当事者の連署により行うものですので申請の形式的要件を満たさないのでは却下処分が相当であると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	10番 1件について、 却下と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、10番 1件について、 却下と決します。 次に11番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	11番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、労力不足、経営拡大です。 社員5名が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、11番 1件について、 許可と決します。 次に12番と13番の 2件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。
岩崎 幸夫 委員	西田12番、13番の調査の結果をご報告いたします。 2件とも借り人が同一人物ですので一括して報告いたします。

	<p>貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は2件とも経営縮小、相手方要望です。</p> <p>この件につきまして3月13日に現地調査をし、話を聞いてきました。</p> <p>この土地は、借り人の家の近くにあり休耕状態でしたが借り人がきれいに耕していました。</p> <p>登記上は田ですが、許可後はとうもろこし、ブロッコリーを栽培します。借り人と妻が農作業に従事します。</p> <p>全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>12番と13番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、12番と13番の2件について、許可と決めます。</p> <p>次に14番と15番の2件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>14番と15番の2件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>まず14番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、15番との交換です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に15番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、14番との交換です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、</p>

	<p>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>14番と15番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、14番と15番の 2件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。</p> <p>これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一委員	<p>調査の結果をご報告いたします。</p> <p>土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農家住宅の敷地拡張と土留めブロックの設置です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>昭和56年に住宅の土砂流出防止のために土留めブロックが設置してありまして、その時に農地に越境していることに気づかず今になっての申請になり顛末書も添付されています。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われませんがご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
吉田職代	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p>

	<p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aでおおむね10ha以上規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で、既存の施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
吉田職代	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
吉田職代	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。</p> <p>これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一委員	<p>調査の結果をご報告いたします。</p> <p>貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は重機、作業用車両駐車場、資材置場です。</p> <p>農地区分は2種農地と判断しました。</p> <p>北側が道路で一段高くなっており、排水は排水路に流しますので周辺農地への影響についてはないと思われまます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われまます。</p>

	ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
吉田職代	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-オ- (ア) -a- (b) で 甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場、 船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場（これらの支所を含む。） 並びにこれらに掲げる施設に類する施設の 周囲にある公共施設至近距離農地です。</p> <p>通常は施設の周囲500m以内ですが、宅地の面積が 40%を超える場合、その割合が40%になるまで延長することができます。 申請地は喜久田行政センターから600mの距離にあり 宅地の割合が40.1%ですので適用することができます。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-オ- (イ) で、第2種農地の転用は 申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
吉田職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。 議長交代いたします。
議長	議長交代いたしました。
	次に、2番と3番の2件について 付議いたします。 黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。
黒澤 大吉 委員	2番、3番 2件の調査結果のご報告いたします。

2番について、使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。農地区分は第1種農地と判断しました。申請の事由は、農家住宅の建築です。

貸し人と借り人は親子です。借り人は現在、日和田のアパートに住んでいます。子供の成長により手狭になり父親の協力を得て将来の営農、両親の介護も考え、農家住宅を建てることにしました。

新築にあたり、雨水、生活雑排水は合併浄化槽を通して市道の排水溝に流します。

周辺農地に支障がないよう十分に配慮して行います。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますがご審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に3番ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は令和3年2月13日の福島県沖地震により磐越自動車道の橋が傷んで、復旧工事をするための一時転用です。土砂の流れはないものと思います。

工事終了後は農地の現状復帰を行います。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますがご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局

2番と3番の2件について、調査結果の補足説明をいたします。まず2番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで4条1番同様です。

許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。

次に3番の 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。

許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。

その他の事項については、記載のとおりです。
以上補足説明といたします。

議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番と3番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番と3番の 2件について、許可と決します。</p> <p>次に、4番と5番の 2件について 付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>田村4番と5番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず田村4番ですが、譲渡人、譲受人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は、農作業に従事する作業員のための休憩所、仮設トイレ、駐車場の用途に使用するものであり、</p>

	<p>農地区分は農用地です。</p> <p>次に田村5番ですが、貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は駐車場の増設です。申請地は介護老人保健施設 紫泉の里に隣接している土地であり、農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>田村4番、5番とも申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への障害の有無について調査しましたが、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますがご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番と5番の2件について、調査結果の補足説明をいたします。まず4番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は農用地2-1-(1)-ア-ア)で3番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-イ)-bで、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農業用施設事業です。</p> <p>次に5番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-ア)-aで4条1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-イ)-e-(e)で、4条1番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番と5番の2件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番と5番の 2件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>まず34番から37番までの 4件について付議いたします。</p> <p>この件につきましては、私の同居の親族が借人の会社の代表取締役になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当しますので議長を交代し、退席いたします。</p>
	(会長が退席する。)
吉田職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>34番から37番までの 4件につきましては農地中間管理事業になります。利用権設定の申請があり現地調査、審査の結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており適当であると認められますがご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
吉田職代	<p>34番から37番までの 4件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
吉田職代	<p>異議ないものと認め、34番から37番までの4件について、承認と決します。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(会長が復席する。)

吉田職代	議長交代いたします。
議長	議長交代いたしました。 次に1番から68番までのうち 34番から37番までの4件を除く64件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	次に1番から68番までのうち 34番から37番までの4件を除く64件について、利用権設定59件、所有権移転5件の申請があり現地調査、審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており適当であると認められますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番から68番までのうち、34番から37番までの 4件を除く64件について承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番から68番までのうち34番から37番までの4件を除く64件について、承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、議案第5号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	三穂田1番について、調査の結果を報告いたします。 この件につきましては令和3年11月17日の第6回総会において許可した案件になります。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は期間の延長になります。工事期間の延長に伴って、5条の一時転用期間を延長するものであります。 工事に使用する資材は受注生産によるもので納期遅延が発生しており、入荷の遅れがある。 それから工事箇所の地質の問題で工事に遅れがあるので

	<p>期間の延長となります。</p> <p>土地の所有者も了解しており、また農繁期にかかりますが農道の通行には支障のないように配慮するとのことです。</p> <p>調査の結果、許可基準について問題なく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>熱海2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>本案件は令和3年10月18日の第5回総会に提出されてご承認いただいたもので、新たに事業計画の変更が出されました。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由はJ R 鉄道工事用作業敷地として使用するための一時転用であり、工事範囲が広がり完成期間が3月から11月に変更されたものであります。</p> <p>農地区分は第2種と判断しました。</p> <p>3月1日に現地調査と本人聴き取り調査をしたところ所有者は本案件を認識しており、また土地の確認を行ったところ間違いありませんでした。</p> <p>申請目的実現の確実性については、各種行政手続きも適正に進んでおり、充分と思われます。</p> <p>また、周辺農地への影響について、北側はJ Rの線路で周囲の他の農地への影響はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に</p>

	<p>該当する事項はなく、許可相当と思われますが ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について 承認と決します。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「空き家に付随した農地に係る農地法 第3条第2項第5号の別段面積の指定解除について」を 議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>昨年7月の総会で3条許可した案件です。</p> <p>今回、所有権の移転登記が終わり、申請人から 指定解除申出書の提出がありました。</p> <p>郡山市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱第9条 第3号の規定により、指定解除申出書の提出があったときは 指定を解除することになっていますので、解除相当と と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(な し)</p>
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>別段面積の指定を解除することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、別段面積の指定を解除することに決します。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、議案第7号「郡山市農業委員会の農地利用最適化 推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について」を</p>

	<p>議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号「郡山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について」下記のとおりお諮りいたします。</p> <p>郡山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を次のように改正する。</p> <p>第1号様式に備考として次のように加える。 備考 「1 推薦者（3名の連名でご記入ください。）」の欄における代表者氏名及び氏名並びに「4 被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び誓約」の欄における氏名は、それぞれ自署又は記名押印してください。</p> <p>第2号様式に備考として次のように加える。 備考 「1 推薦者（推薦する者）」の欄における代表者氏名及び氏名並びに「4 被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び誓約」の欄における氏名は、それぞれ自署又は記名押印してください。</p> <p>第3号様式に備考として次のように加える。 備考 「1 応募者」の欄における氏名及び「3 応募者の同意及び誓約」の欄における氏名は、それぞれ自署又は記名押印してください。</p> <p>附則 この規程は、公布の日から施行する。 様式をご覧ください。一般推薦用という様式があります。 赤字で追加した部分がそうです。 第2号様式も赤字の文言を追加する。 同様に、第3号様式も赤字の文言を追加する。 これにより、自署の場合、押印は不要になります。 パソコンで作成したりゴム印を押した場合は必要です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議長	<p>それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決めます。 以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から23番までの23件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番から54番までの54件について 通知書の提出があったので報告する。 報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「相続税の納税猶予に関する適格証明書について」 次のとおり1番と2番の2件について 農地等の相続人より相続税の納税猶予に関する適格証明書の 証明願いの提出があり、適当と認め証明書を交付したので報告する。 報告第3号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第3号までの報告について ご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に、「1 令和3年度の点検・評価に係る各地区での 協議結果を踏まえた修正(案)及びウェブサイトでの 意見公募について」 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>令和3年度の点検・評価に係る各地区での 協議結果を踏まえた修正(案)について報告いたします。 一部数字が変わったほか、特段の変更はございません。 次に「令和4年度郡山市農業委員会活動方針」につきましては</p>

全地区から特に意見はございませんでした。

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）」については、安積地区から「新規参入者がいないので家庭菜園を増やし、またイベント等を開催するなど、農業に興味を持ってもらうことから始めてはどうか」との意見がありました。

これにつきましては、未来志向のご意見であり、新たな事業となりますので、予算の獲得に至るまでには、市の総合計画への計上が認められる必要があるほか、担当部局がどこになるべきかなどを含めて、今後の検討課題ということで、3年度の点検評価においては特段の変更を行わない、ということで発案者である遠藤委員とお話してご了承いただきました。

次に、「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」につきましては、同じく安積地区から「7から9月には農閑期となるので、違反転用確認のための農地パトロールを実施したい。」との意見がありました。

これにつきましては、「令和4年度郡山市農業委員会活動方針」のなかで

(4) 人・農地プランの実質化

(5) 農地の利用集積・集約化

(6) 遊休農地対策

(7) 新規就農対策について、7月から9月を活動許可月間として
いるため、令和4年度の実績や負担を考えつつ、同じ時期に併せて付け加えるべきか今後の検討課題とさせていただきたい旨、発案者である遠藤委員とお話しさせていただき、今回は特段の変更を行わないということでご同意をいただきました。

以上、令和3年度の点検・評価に係る各地区での協議結果を踏まえた修正（案）につきましては、変更なしと報告させていただきます。

令和4年度からの活動目標設定についてであります、特に問題なければ、令和3年度の点検・評価につきましてはこのままウェブサイトでの意見の公募を、明日3月18日から4月17日までの間、意見の公募を行ってよろしいか

	お伺いします。
議長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。 事務局。
事務局	補足説明いたします。3年度の実績につきましては3月末になりますので、数字はまだ決まっていません。総会のデータを加味して3月末で実績ということにさせていただきますと考えています。
議長	何かありますか。なければ、次に「2 最適化活動の推進等変更（令和4年度からの活動目標設定）について」の事務局の説明を求めます。
事務局	「2 最適化活動の推進等変更（令和4年度からの活動目標設定）について」をご覧ください。2つ、横と縦とありますが最初に横の方、最適化活動の推進をご覧ください。 農業委員会による最適化活動等の変更概要ですけれどもこれまで1月の推進委員会議、2月16日の農業相談におきまして令和3年度の実績と令和4年度の目標をご検討いただきましたが県から3月2日付けで通知がありまして、4年度の目標につきましては国の目標、全国一律の目標で設定しなさいという通知が来ました。 そのため、本農業委員会につきましては来年度の目標、指針に基づきまして集積ですと100町歩、遊休農地の解消ですと10町歩、新規参入ですと23経営体を目標に検討してきましたが、全国統一の目標にしなさいと変わりましたのでご説明いたします。 いままでの目標が、変更後という右側ですけれども国に基づく設定ということで、農地集積目標につきましては国では80%の目標を全国的、一律に定めていますが、福島県では独自に目標を定めており、県で決めた数字でかまわないということです。 郡山市の場合、県中地方70%の集積を目標にしなさいということになっています。 遊休農地の目標につきましては、現在遊休農地が377haあります。緑区分、すぐに遊休農地が解消できる、簡易な整備で解消できる農地が現在、10町歩あります。それを国では5年間で解消しなさいということですので、

来年度につきましては2町歩の解消目標となります。

残りの黄色区分は、重機等を使わないと元に戻らない遊休農地です。367haにつきましては、どのように解消するのか解消行程表を作りなさいという目標になります。

毎年、新規の遊休農地の発生がありますが、その年に発生した遊休農地は、その年度内に解消しなさい、遊休農地を発生させるなという国の方針に変わっています。

次に新規参入目標ですが、委員会では23経営体でしたがこれは過去3年間の権利移動平均の1割以上ということになり計算すると10.8ha、経営体数ではなく、新規参入した面積で換算しなさい、と変わっています。

また活動日数目標は、農地集積、遊休農地の解消、新規参入促進の3本柱に、月に何人で何日、活動するのかという目標を設定することになっています。

また、活動の強化月間を3ヶ月間、設けなさいとなっています。

新規参入につきましては、相談会等を実施しながら進めてくださいと変更されましたので、令和4年度の目標につきましては、今まで検討したものを再検討しなければならないことになりました。

2つ目は活動記録簿、先月皆さんに活動記録簿をこのように書いてくださいとお願いしましたが、その様式が変わりまして、今まで細かくいろいろな相談受けたものを随時、書いてくださいとお願いしていましたが、それを細かく書くような様式になっています。

これが令和4年からの変更点です。

次に別紙ですが、1ページが県から3月2日付けで来た通知文です。15ページは令和4年からの目標設定の様式になります。様式1の表紙につきましては、従来通り、各委員会の体制と概要で変更ありません。

次の16ページ、活動の目標です。特に1の(1)の②、集積の目標が70%で設定するということになります。

(2) 遊休農地の解消につきましては、緑区分については毎年2町歩、黄色区分は②のb、行程表を作成をしなさい

ということで、記載しなければいけなくなりました。

次に17ページ、新規参入促進の目標を記載する部分です。

②の目標で過去3年の権利移動した面積の平均の1割を目標とすることで約10町歩の面積で設定することになります。

あと大きな2番の最適化活動の活動目標、1人当たりの活動日数、月何日間、活動人数、農業委員と最適化推進委員で41名となります。

(2) 活動強化月間の設定目標で3ヶ月間の活動強化月間の目標を書かなければいけない。

次に19ページ、皆さんの活動記録簿の様式になります。これにつきましては、後ほど記載例でご説明いたします。

また23ページ、こちらは年間、1ヶ月ごとの記録です。一番上の部分は担当区域になります。右上は名前になります。下の(2)番、こちらは地区別の目標の設定、実績がいくらだったか。最後に点検・評価を書かなければいけない様式です。

市の集積の目標は70%になりますが、各地区の場合、地理的条件、担い手の数、認定農業者の数、市街化区域とかいろんな条件がありまして、各地区のデータを勘案しながら設定しますが、細かいデータが出ていないので、今年度は各地区一律で70%だったり、新規参入ですと10.8haを各地区で割った部分で面積を設定させていただきたいと事務局では考えております。

地区別ですと公の数字では農林業センサスがありますがその数字が旧町村ごとになっていますので、行政センター別の数字とは違います。例えば安積町の耕作面積いくらと出した場合と農林業センサスが合わないので整合性が取れなくなるので、農地基本台帳ベースにセンサスの数字を割り返した率でやりたいと考えています。

地区別のデータを作りながら推進会議の中で事前検討していただき、来年度の目標を設定させていただきたいと考えています。以上です。

議長

ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長	<p>ないようですので、次に 「3 今後のスケジュールについて」 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>総会の前の運営委員会で諮りまして、スケジュール案を承認いただきました。本日3月17日、総会で説明しまして3月18日から4月17日までウェブサイトで公開、これは従来通りです。</p> <p>今までなかった3月25日、推進委員会議の中でもう一度来年度のも目標値を再検討して、4月18日の総会で農業委員の皆さんに検討していただきながら5月の定期総会に上程したいと考えております。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。 次に「4 記録簿記入について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>活動記録簿の1ページをご覧ください。</p> <p>上下に分かれており上半分か下半分を記入するようになっております。上は、農業相談日のことを指しています。場所、日付、活動時間。項目については3ページの農業委員活動記録簿別紙様式の記入要領の表があります。</p> <p>この4の①、新規参入の促進活動にあたって、希望者の相談対応をしましたという意味になります。これが1ページ目の上段の項目です。</p> <p>会議名は農業相談日です。属性は受け手で参入希望者で丸が2つついています。意向概要は借りたいということです。面積は50a 欲しい、農地バンクの活用意向は有りとなります。</p> <p>新規参入者の情報としては、関係機関を紹介したということになります。面積は50a で作付け希望作物は長ネギです。</p> <p>活動の成果はまだ出ていないので、備考の欄にインターネットを活用した栽培方法の勉強や親せきの農作業手伝いの経験もあるので見込みはあるのではないかと、というコメントがついています。</p> <p>下は1-①ですので法令による農業委員会の権限事項、総会に出席したということの意味しています。</p> <p>次のページの別紙様式2のパターン2ですが</p>

2-①の上の半分をご覧ください。

担い手への農地の集積・集約化を指しています。

出し手、受け手の意向把握をして来たということで、

日付け、活動時間、場所を書くようになります。

名前、属性は受け手です。認定農業者など当てはまる

ものに丸をつけます。意向概要は買いたい、3,000㎡買いたい、

農地バンクの活用意向はない。これで1件です。

下半分を見てください。3-①-アは遊休農地の発生防止、

解消の作業で、現地確認をして利用状況調査をしてきたと

いうことです。場所は圃場に丸がつきます。

何町何地内で農地利用状況調査を実施した。調査結果、緑区分。

地番を書くようになります。

黄色区分は重機で根を掘り起こさないといけないものです。

次に記入要領の5番目、法人化その他、経営の合理化

農業一般に関する調査及び情報の提供の部分は

経営の合理化の推進、農業者年金の普及推進についても

道端で話しただけでも書いて欲しいと農業会議では言っています。

全国農業新聞、農業図書の普及推進活動も書いてください。

その他、何かあれば何分でも書いてほしい。

1件をまとめて書く必要はありません。今日は話を

聞いただけ、それで1件。みんなで集まって話をした、2件。

役所に行って問題点はないか、聞きにいった、3件。

1回ごとに1つずつ書いていただいて、活動記録日数を稼いで

いただきたい。

次のページの別紙様式3ですが、活動日数4月、12日間。

意向把握の実施回数6回、話し合いの参加回数、3回。

あと農地の集積に向けた活動と遊休農地の解消、発生防止活動、

新規参入の促進活動ごとに書いていくことになります。

回数、丸をつけるということを月単位で行っていただきたい。

目標は事務局で入れます。上の方は委員にそれぞれ

作っていただきます。来年度は新しい様式で集計して

市の実績として国・県に示すことになります。

最初は戸惑うこともあると思いますが、事務局も

相談に応じます。今年の4月から様式が変わります。

	記録簿の記入については以上です。
議長	次長が説明したとおり、通達がありまして 今までののはご破算になりました。 何か質問がありましたらどうぞ。濱津委員。
濱津 洋一 委員	これは手書きでやるのか。パソコンで管理した方が 楽ではないか。そういう方法は可能か。
事務局	事務局ではデータを持っているので様式をメールで 送ることはできます。集計もエクセルでやる関係上、 事務局としても助かります。
中尾 一明 委員	事務局では、委員のメールアドレスを把握していますか。
事務局	全員ではありません。わかる方もいます。
中尾 一明 委員	希望する方は、事務局にメールアドレスを届けた方が いいと思いますがどうでしょうか。
議長	やりたい方はどうぞ。強制ではないので。
松川 延安 委員	メールアドレスを登録したい人を事務局でまとめてほしい。 個人個人に言うのではなくて。メールアドレス、わかる方には 送ると、いう手続きをやってください。
議長	やりたい方は、メールアドレスを手書きで書いて届けてください。 その他、ありませんか。
	(質問、意見なし)
議長	ないようですので、次に 「5 オンライン会議の実施（案）について」 事務局の説明を求めます。
事務局	資料の「郡山市農業委員会オンライン会議実施について」を ご覧ください。農業DX推進のため、オンライン会議を実施する。 対象地区及び対象者は、13地区のローテーションにより 行います。別紙1を参照ください。3枚目にオンライン会議 指定地区があります。色の意味ですが、緑色は農業委員です。 薄い青の方は、農地利用最適化推進委員です。 黄色は、会長と職代です。会長と職代は必ず本庁で出席いただく という案です。 あと発言予定者は、本庁で出席いただく案になっています。 次に3番の実施場所ですが、オンライン会議の実施場所は、 本庁及び各行政センターの会議室とする。

実施対象会議は、令和4年6月の月例総会と5月の推進委員会議から始まります。

(1) 実施方法ですが、委員用タブレットを使用し、本庁、各行政センター間のオンライン会議システムを用います。

(2) 別紙1により割り当てられた地区の委員は、行政センターにおいてオンライン会議により出席する。

(3) 資料について、会議場で出席の委員は委員用タブレットのSideBooksで資料を見ます。

行政センターで出席の委員については紙資料を閲覧します。

(4) 会議場の画像及び音声は、会議場のモニターで共有します。皆さんが見れる大きなモニターを用意します。

(5) 議事進行する会長と委員長は委員用タブレットの他にオンライン会議用のタブレットを配置します。

(6) 割り当ての各地区委員は、各行政センターにおいて会議開始10分前までに、当該センターのWi-Fiでオンライン会議に接続する。不具合対応は併任職員が行います。

6月からの予定ですが、将来変わる場合もあります。

来年度は行政センター単位で行うことでフォローを万全にしたいという意図があります。自宅での参加はセキュリティーの問題があるので、現時点では考えていません。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 その他、ございませんか。

事務局 違反転用について2つ申し上げます。

昨年、片平町の足場組立業の関係で勧告書を出しまして先日、行ってきましたら足場が大分、少なくなってきました。大槻に移していると思います。改善の方向に向かっています。

追跡調査、お世話になりました。先月、全て終わりましたので違反転用している所に文書を出しました。

内容は、違反転用しているので是正計画書を出してくださいという内容です。期日は3月31日です。

農業委員の皆さんに相談がありましたらご指導いただきたいと思っております。以上です。

議 長	皆さんから何か、ありますか。
事務局	<p>皆さんにお配りした両面刷りの資料ですが、実物はこちらです。</p> <p>アシストスーツ、法人連絡会でイセキからお借りしまして 実際、使ってみるんですが、実物あるので見ていただきたいと 持ってきました。これは電動式ではなくてエア式です。 軽いです。背負って、これを太ももにつけまして 空気入れで入れますと、ここに負荷がかかります。 持ち上げる時、バネで25.5キロ削減できるという アシストスーツです。値段は約15万円です。</p> <p>法人連絡会でP Rも兼ねて使ってもらって、良かったら 買ってください。</p>
議 長	次にオンライン会議の操作について。事務局。
事務局	<p>昨日と先月の農業相談日にオンライン会議のテストをしましたが 行政センターのWi-Fiの環境や人数が多い所ですと Wi-Fiの電波が弱まってつながらない場合があります。</p> <p>その場合は、これ本体で5ギガありますので、Wi-Fiでなく 5ギガあれば、1ヶ月に2回、会議やっても間に合いますので 切り替えてLTEでやっていただければ、ほとんどの所では つながると思います。以上です。</p>
議 長	その他、皆さんからありますか。事務局。
事務局	先ほどのメールアドレスですが、事務局に空メールを送ってください。
議 長	その他、ありますか。
	(な し)
議 長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第10回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第10回総会（令和4年3月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

14件で、田 20,626㎡ 畑 6,740㎡ でした。
1件、却下がありました。

第4条 農地転用は

1件で、住宅敷地拡張でした。

第5条 農地転用は

5件で、資材置場2件、農家住宅1件、農業用施設1件、介護老人保健施設駐車場1件でした。

この他、農用地利用集積計画、事業計画変更、空き家に付随した農地に係る農地法第3条第2項第5号の別段面積の指定解除の議案がありました。